

令和元年司法書士試験
田端と一緒に自己分析

午前択一

1. 出題形式

	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
組み合わせ	31	30	28	32	29
単純正誤	4	4	5	1	1
個数	0	1	2	2	5

2. 科目別ランク

	A	B	C
憲法	2問	1問	0問
民法	16問	4問	0問
刑法	2問	1問	0問
会社法	5問	3問	1問
合計	25問	9問	1問

※ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

- A = 正解するべき問題 目安：正答率70%以上
 B = できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
 C = 正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

・基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
H31						
H30	78 (26問)	72 (24問)	37.0	187.0	212.5	25.5
H29	75 (25問)	72 (24問)	34.0	181.0	207.0	26.0
H28	75 (25問)	72 (24問)	30.5	177.5	200.5	23.0
H27	90 (30問)	72 (24問)	36.5	198.5	218.0	19.5

3. 科目別分析

憲法

1 目標正解数 2～／3（昨年3／3）

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
・テキスト知識（判例）	①過去問が少ない分テキスト学習の割合を増やす。違憲か合憲か？など結論だけでなく、その結論になった過程（内容）も見ておく。 ②繰り返し出ているところ（外国人の人権等）はきっちり覚える。

3 現場対応

・日常、常識から考える

第2問肢エ「そりゃそうでしょ」

H31-2

エ 法律は、国民一般がその内容について知り得る状態に置かれたときに公布されたものとなるが、新聞報道やニュース番組により、ある法律の内容について国民一般が事実上知り得る状態におかれたとしても、当該法律の公布があったとはいえない。

→ 正しい。

民法

1 目標正解数 18～／20（昨年18～／20）

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★★

基礎（テキスト知識・類似過去問既出）なのに正答率が低い問題

内容・特徴	対策
・第9問（占有権の効力） →なぜウの判断ができないのか？ ・第10問（添付） →頻出ではないが全体的に基本ウの混和は動産の付合の規定準用。 ・問21（養子縁組） →縁組の取消しは必ず訴えによる（民法805条）のは基本ではないか。	原因は、①知識不足、②過去問演習不足はもちろん、③軸肢の判断ミスが考えられる。 ①②：間違えた肢は使っていたテキスト・過去問にあったか？自分は十分解いたか？復習はしていたか？検討する。 ③：問題文を読み飛ばさない。思いこまない。全肢読めるなら全肢検討する（午前なら時間が足りないことはないはず）。

② 今年特有の傾向★★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
第17問肢イ（新466条の6） 第17問肢エ（新466条） 第18問肢ア（新97条1項では「隔地者に対する」という文言が削除される。2項追加。98条の2も改正あり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・民法学習経験者は債権法・相続法から学習する。総則も変わるので要注意。 ・条文を参照しながら講義を受講する。

（債権の譲渡性）

第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

（将来債権の譲渡性）

第466条の6 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

H31-17

イ 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、その目的とされる債権が発生する相当程度の可能性が契約締結時に認められないときは、無効である。

→ 誤り。将来発生する債権であっても、譲渡することができる（新民法466条の6）、本記述のような要件はない。

エ 譲渡禁止特約が付された債権が譲渡された場合において、譲受人がその特約を知っていたときは、譲渡人は、譲渡が無効であることを主張して、債務者に対し、その債務の履行を請求することができる。

→ 誤り（最判平21.3.27）。譲渡禁止・制限付の債権が譲渡された場合であっても、債権譲渡は有効である（新民法466条2項）。

刑法

1 目標正解数 2～/3 (昨年2～/3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
問26：名誉毀損	未出題の分野にも目を通しておく。完全に過去問のみの学習では足りない。 ただ、刑法は過去問演習で得点しやすい科目であることには変わりがないので、過去問もきっちりやる。

会社法

1 目標正解数 6～/9 (昨年6～/9)

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★★ 各論からの出題

内容・特徴	対策
第35問：商法各論からの出題(仲立人)	昨年は場屋営業に関する出題があった。深追いつける時間はないが、各論まで勉強する。

② 従来型 持分会社

内容・特徴	対策
第33問 ア：定款の記載事項(会576条2項) ウ：債権者による計算書類の閲覧・謄写 請求は合同会社には認められるが(会625条)、合名・合資会社にはこのような規定はない。	・条文も確認する。 ・合名・合資会社と合同会社との比較をした学習。

4. 来年に向けての方向性

① 民法改正

・独学でいけるか?という質問について

→ その人の感覚によるので何とも言えない。私が受験生なら講座を使って勉強する。
民法改正の他科目への影響についても同様なので、とりあえず民法だけ講座で勉強してみるのも手。基準点にいかないような場合は改正にかかわらず講座をとった方がいいのではないかな。

午後 扱一

1. 出題形式

	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
組み合わせ	35	35	34	33	29
単純正誤	0	0	1	1	3
個数	0	0	0	1	3

2. 科目別ランク

	A	B	C
民事訴訟法	3問	1問	1問
民事保全部	1問	0問	0問
民事執行法	0問	1問	0問
司法書士法	0問	1問	0問
供託法	3問	0問	0問
不動産登記法	9問	3問	4問
商業登記法	7問	1問	0問
合計	23問	8問	4問

※ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率を参考に作成

A = 正解すべき問題

目安：正答率70%以上

B = できれば正解したい問題

目安：正答率40%以上70%未満

C = 正解しなくて良い問題

目安：正答率40%未満

3. 科目別分析

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 3～/5 (昨年3～/5)

民事保全法 1/1 (昨年1/1)

民事執行法 1/1 (昨年1/1)

2 傾向と対策

従来型 条文を知っていると有利な問題

内容・特徴	対策
第1問：オの○が軸。イの条文知識がわかると正解できる。	・メジャー論点かつシンプルな条文は読む。 →アプリの活用, 切り取って持ち歩くなど続けることが苦痛にならない工夫をする。
第3問：アの×が軸。	・現場思考

従来型 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
第4問 当事者尋問と証人尋問の比較(肢エ, オ) 弁論準備手続と通常的口頭弁論の比較 (肢アで弁論準備手続に関する出題)	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意(e x. ～しなければならないor ～することができる)。

H31-4

エ 裁判所は、主要事実について当事者間に争いがある場合において、相当と認めるときは、職権で証人尋問をすることができる。

→ 誤り。職権のできる証拠調べは「当事者尋問」である(民訴法207条1項)。

オ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

→ 正しい(民訴法208条)。なお、証人尋問で正当な理由なく出頭しない場合には、過料・罰金・勾引等の制裁がある(民訴法192条, 193条, 194条)。

今年特有の傾向★★ 財産開示手続に関する出題

内容・特徴	対策
第7問肢オ：財産開示手続自体は利用が少なく、出題もなかったが、民事執行法改正により出題。改正で正誤が変わる。	・利用されていない制度の出題は少ない → 利用を促進するための改正がなされるので、これからの出題可能性も今までよりは上がる。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

新傾向★★★ 「司法書士会」が主語となる問題

内容・特徴	対策
「司法書士会は、・・・」から始まる問題肢は過去30年分の過去問中5肢と1問(ほぼCランク※)。 ※H3-9, H1-10	・ 従来通りのテキスト, 過去問による学習 ・ 司法書士会, 日本司法書士会連合会に関する学習(オーバーワークにならない程度に) ・ 改正される規定の学習 → どこがどのように変わるのか?

H3-10-イ

イ 司法書士会は、会員が法令に違反した事実を認めた場合は、懲戒委員会の議決を経て、法務局又は地方法務局長に、懲戒の請求をしなければならない。

→ 誤り。懲戒請求ではなく、報告をしなければならない(司書法60条)。

H1-9-5

5 司法書士会は、会則中に、所属する司法書士が置くことができる補助者の員数を定めることはできない。

→ 正しい(司書法53条参照)。

H31-8-オ

オ 司法書士会は、所属の会員が、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

→ 正しい(司書法60条)。なお、改正法施行後は懲戒権者が法務大臣に変更されることに伴い、本記述のようなときは、法務大臣に報告することになる(新60条)。

(法務大臣に対する報告義務)

第60条 司法書士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
1 5 肢中 1 3 肢が過去問既出論点 (そのうち H20 以降の肢は 7 肢)。	・テキスト, 過去問で獲れる科目 (従来どおり) → 過去問もしっかり解く ・改正民法の影響があるので, 対応している講座・教材を意識する → 改正の有無にかかわらず, 民法の理解・民事執行法・民事保全法の理解が大事な科目なので, 苦手な方は苦手な理由を分析し, 対策する (e x. 民事執行法が苦手だから執行供託がわからない等)

H31-11

ウ 金銭債権の一部が差し押さえされた場合において, 第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは, 第三債務者は, 執行債務者に供託の通知をしなければならない。

エ 金銭債権の一部が差し押さえされた場合において, 第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは, 執行債務者は, 供託金のうち, 差押金額を超える部分について供託を受諾して還付請求をすることができる。

→ どちらも正しい。冒頭から 2 行目の途中まで同じ文章になっており, 結局「このような場合の供託の性質をわかっているか?」ということを知っている。

金銭の一部が差し押さえられ, 第三債務者が当該金銭債権全額分を供託する場合, 差し押さえられた額を超える部分は, 弁済供託の性質を有する。

そして, 弁済供託にあたる部分については, 執行債務者からの還付請求が認められるので, 供託所の被供託者欄には執行債務者の記載および供託通知書の発送 (自分で発送 or 供託官への発送請求) が必要となる。

不動産登記法

1 目標正解数 10～/16 (昨年13～/16)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 法定相続情報証明制度の出題

内容・特徴	対策
第26問参照	テキスト、講義+通達等が出たときの情報のアップデート。

H31-26

甲登記所の管轄に属する乙土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aに配偶者B及び子Cがいる場合における、被相続人Aの法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲登記所の法定相続情報一覧図つづり込み帳に被相続人Aの一覧図がつづり込まれている場合において、乙土地について、AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、当該一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供すれば、Aの法定相続人がB及びCであることを特定することができる戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。

→ 誤り。「法定相続情報一覧図」を提供すれば、戸籍謄本等の提供の省略ができる。

イ Bは、相続があったことを証する公務員が職務上作成した情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供して、Aが通知を受けた乙土地の登記識別情報の失効の申出をすることはできない。

→ 誤り。法定相続情報一覧図の申出ができるのは、登記名義人等について相続が開始し、その相続に起因するその他の手続のために必要があるときであり、「その他の手続」とは、その手続の過程において相続人を確認するために戸籍謄抄本等の提出が求められるものをいう（平29.4.17民2.292）。したがって、相続人が一覧図の写しを提供し、登記識別情報の失効の申出をすることができる。

ウ BがAの相続人から廃除されたため、Cが乙土地を単独で相続したとして、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、相続人をCのみとする被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bが廃除された旨の記載がされていることを証する戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。

→ 正しい。廃除された旨は戸籍謄本等に記載されるため、登記申請のときに法定相続情報一覧図の写しを提供すれば、廃除された旨の記載のある戸籍謄本等の提供を省略することができる。

エ AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、B及びCの住所が記載されている被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、B及びCの住所を証する市町村長が職務上作成した情報の提供を省略することができる。

→ 正しい。相続人の住所が記載された一覧図の写しが提供された場合、登記官は、当該写しをもって当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した情報として取り扱って差し支えない（平30.3.29民2.166）。

オ Bが相続の放棄をしたため、乙土地を単独で相続したCがAからCへの相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bの相続放棄に係る相続放棄申述受理証明書の提供を省略することができる。

→ 誤り。法定相続情報一覧図の写しはあくまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない（平29.4.17民2.292）。よって、相続放棄申述受理証明書の提供の省略はできない。

② 近年の傾向★★★ 実務色の強い問題

(H30-14, H30-17, H30-18, H28-25 ア～ウ, H26-13 等)

内容・特徴	対策
第12問肢ウ：委任状の見本を見たことがあればわかる。「特に許され、・・・」って何か怪しいと思えるか。	これらの肢は今回軸肢ではなく、他の肢で答えが出る。自分で実務本に手を出すなど深追いしすぎるより、講師が講座の中で実務をイメージできる話をときどきするとよい。また、法務省HPの見本などは参考になる。
第13問肢ア，イ：知らないと厳しい。	

H31-12

電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ウ 代理人が登記義務者から登記識別情報を知ることを特に許され、その提供を受けて電子申請を行う場合には、登記識別情報の暗号化に関する権限が委任されていることを要しない。

→ 誤り。登記識別情報を提供又は受領するときには、代理人の権限を証する情報に「登記識別情報の暗号化に関する一切の権限」又は「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任条項が必要である（平20.1.11民2.57）。

H31-13

次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権に関する被相続人名義の登記済証

イ 被相続人の戸籍の附票の写し

→ なり得る。相続登記の際、所有権権登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍謄本に記載された本籍と異なる場合、相続を証する情報の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要である。当該情報として、①本籍及び登記記録上の住所の記載のある住民票の写し、②登記記録上の住所の記載のある戸籍の附票の写し、③所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、被相続人の同一性を確認することができ、当該登記を申請することができる（平29.3.23民2.175）。

参考>>

H30-14

電子情報処理組織を使用する方法により不動産登記の申請をする場合に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

エ 登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた申請代理人である司法書士が申請をする場合において、送付の方法による登記識別情報を記載した書面の交付を希望するときは、当該申請代理人の住所を送付先とすることができる。

→ 正しい。司法書士の事務所を送付先にして、他の書類（ex. 原本還付した住民票の写し）と一緒に登記名義人となった方にお返しすることが多い。登記識別情報を直接送ってめくられたら大変・・・

③ 今年特有の傾向★★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
第13問肢ウ：遺言書保管法施行による影響があると思われる。	民法改正（債権法・相続法）の影響も含めて、「どんな風になるか通達等が出ないとわからない」という部分が多数ある。 → 運用がわかった時に講義の差し替え・補足などの対応をする講座を選ぶ。 独学の場合、情報収集と改正法の修得の両方をしなければならなくなるので、ハードだということは認識しておきたい。
第15問肢イ：改正民法1012条2項（肢の正誤には影響なし）。	
第19問肢ウ：改正で○になる。	

H31-13

次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ウ 検認がされていない自筆証書による遺言書

→ なり得ない。公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所の検認を受けていなければ却下される。

遺言書保管法（2020年7月1日施行）

（遺言書の検認の適用除外）

第11条 民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

民法1004条1項（遺言書の検認）

遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

H31-15

Aが死亡し、その相続人のあることが明らかでない場合における登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

イ Aが、甲土地を含む相続財産全てをBに包括遺贈するとともに遺言執行者としてCを指定する旨の適式な遺言を作成していた場合において、Bへの遺贈による所有権の移転の登記をするときは、BとCが共同して所有権の登記の申請をすることができない。

→ 誤り。包括遺贈による所有権の移転の登記は、受遺者を登記権利者とし、遺言執行者又は相続人を登記義務者として、その共同申請によるべきである（昭33.4.28民甲779）。

民法1012条2項（遺言執行者の権利義務）

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

商業登記法

1 目標正解数 6～／8（昨年5～／8）

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★ 易しいのに解く時間がない

内容・特徴	対策
2肢わかれば答えを出せる問題が8問中7問ある。にもかかわらず、時間がなくて問題の内容と正答率が極端にかけ離れている。	・見るからに異常そうな問題（今年の不登問17, 24等）はとっとと捨てて進めていく。 午後択一に考え込む時間はない。 ・会社法と分けない。

② 従来型 記述で書いたことがあればわかる問題

内容・特徴	対策
第29問肢オ，第30問肢イ，第32問肢オ（※）	記述で痛い目に遭いながら覚えていくと択一知識としても定着するので，問題演習をする。択一の勉強でもテキストのひな形を確認する。

※パーフェクトユニット記述問題集該当問題

第29問肢オ：問8，第30問肢イ：問18，第32問肢オ：問6・問24

H31-29-オ

オ 株式の全部について現に株券を発行していない株券発行会社が、株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議をした場合は、当該定款の定めを廃止による変更の登記の申請書には、株主及び登録株式質権者に対し、当該定款の定めを廃止する旨及びその効力が生ずる日並びに当該日において当該株式会社の株券は無効となる旨を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

→ 誤り。「通知したことを証する書面」の添付は不要である。また、株式の全部について株券不発行の会社が株券を発行する旨の定款の定めを廃止する場合、会社法218条1項による公告は不要である。本記述の場合、「株式の全部について株券を発行していないことを証する書面」を添付しなければならない。

4. 来年に向けての方向性

①時間配分について

- ・無理そうな問題に見切りをつけて進めていく。
- すべての問題を処理することが大事。いま解いている問題よりも得点しやすい問題が先にあることもある。
- ・「知らない肢」は毎年必ず出るので、知らない肢で考え込まない。自信を持って正誤を判断できる軸肢をつくる（知識の精度を上げる）勉強をする。
- 日頃の学習では組み合わせで解かない。
- ・答練、模試で時間配分や解き方のシミュレーションをする。「〇〇時になったら〇〇にとりかかる」というのを決めておく。
- e x. 14時10分になったら不動産登記法記述に行く, 15時になったら商業登記法記述に行く（択一でも科目ごとの時間配分の目安を掴んでおくといよい。）

②講座について

- ・ご自身のレベルに合わせて基礎講座か中上級講座か決める
- 講座のコンセプトをよく確認する
- ・講師で選ぶ
- 可能であれば受講相談, 動画の視聴
- ・スケジュールリングを自分でも考える

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法②商業登記法 『だからあなたを合格（うか）らせたい！司法書士一発合格法』 （すばる舎）
ブログ	「田端恵子 official」 http://keikopass.com/
Twitter	田端恵子（司法書士/辰巳専任講師） @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko

【パーフェクトユニット方式一発合格田端基礎講座について】

司法書士試験合格には、毎日勉強し続けること・わからない論点を復習し減らしていくことがとても大切です。しかし、膨大な試験範囲・1回約3時間という長い講義時間により、講義を受けきること・復習することすら満足にできない受験生の方も多いの現状です。そんな現状を打開するのがこの講座です。

- ①毎日1時間・講義のテーマを決めた1ユニット完結のインプット講義
- ②過去問の正誤・解説まで講師自ら修正し改正対応
- ③復習フォローによる無駄のない演習

これらの全てを実現した、皆さんに合格するための勉強をしていただける講座です。

基礎から勉強したい方、お仕事と両立してコツコツ勉強を続けたい方はご検討ください。

田端 恵子